

2022年1月12日

国民春闘共闘 2022年度第1回単産地方代表者会議

2022年1月12日 全労連会館・オンライン併用

22 国民春闘方針

22 国民春闘

大幅賃上げ・底上げで
誰もが希望もてる公正な社会を
“労働組合でいっしょにつくろう”

国民春闘共闘委員会

もくじ *****

はじめに	… 3
I 情勢の特徴	… 5
II 4つの要求の柱と4つのアプローチ（方針の基調）	… 9
1 格差を是正し、賃金の大幅引き上げ・底上げを	
2 雇用をまもり、人間らしく働くルールの確立	
3 医療・公衆衛生体制の拡充、公務・公共体制の拡充を	
4 憲法が生かされる社会へ、参議院選挙で政治転換を	
5 4つのアプローチ（戦略）	
III 課題ごとの要求と具体化	…18
1 大幅賃上げ・底上げ要求実現の課題	
2 安定した雇用と均等待遇・労働時間の短縮等の課題	
3 いのちを守る社会保障の課題	
4 憲法が生き、人権が守られる公正な社会へ、政治の転換を	
5 要求実現へ組織強化・拡大のとりくみ強化を	
IV 具体的な行動展開	…30
1 統一行動の設定等について	
2 主な日程	
V 2022 年国民春闘における賃金要求等について（案）	…33

はじめに

「病院も保健所も手一杯、精一杯。医師や看護師を増やし、命が守られる国にしてください。医療従事者の給与減はおかしい。」（熊本、看護師、45 歳）、「保育園は子どものいのちを預かる仕事。人手が足りません。待遇を改善し、保育士を増やしてください」（島根、23 歳、保育士）「医療、保健所の充実を怠り、GOTOキャンペーンや五輪開催の強行、何度も緊急事態宣言になった責任は言い逃れできません」（55 歳、埼玉、会社員）。これは、21 秋コロナの感染が広がるなか全国から寄せられた 1 万通を超える「菅首相への手紙」の一部です。約 1 年 10 カ月間つづくコロナ感染拡大のなかで、これまでに約 1 万 8 千人の命が奪われました。医療崩壊で病院に入院できずに亡くなった方は 817 人に上ります。

22 国民春闘は、日本の労働者が直面する最大の問題であり、コロナ禍が大災害となった大きな原因でもある、異常な低賃金・不安定雇用の実態を改善させることが最大の争点です。とりわけ、社会維持に不可欠な職場で働くエッセンシャルワーカーの生活と雇用の安定が急務です。コロナ禍のなか国民のいのちを守り支え続けてくれた医療、公衆衛生、介護、福祉、保育、公務、交通、運輸、小売り等の職場で働く労働者の大幅賃上げ・底上げとジェンダー平等社会の実現がなければ、必要な人手や専門家の確保も社会維持もできません。

私たちはコロナ禍にあっても、いのちまもる緊急行動、最低賃金アクションプランなど当事者の声を集め、いのちと暮らしを守る訴えを続けてきました。10 月に就任した岸田首相は所信表明で「看護、介護、保育などの現場で働いている方の収入を増やす。学童保育の拡充を図る」と具体的に述べました。また、野党 4 党はそろって「公的病院を守り、医療の拡充を図る」「最低賃金を 1500 円にする」と総選挙に向けて公約をしました。絶対に空約束にさせてはいけません。

日本は、世界にもまれにみる低賃金が 20 年以上も労働者に押し付けられ、一方で大企業や富裕層が大儲けをする異常な国となっています。格差と貧困が広げられ一生懸命に働いてもまともに食べていくことすらできない労働者が増え続けています。コロナ禍のなか飲食・宿泊サービスなどを中心に多くの女性の非正規労働者が雇い止めや休業を強いられ企業の調整弁とされました。シングルマザーの世帯に耐えがたい苦しみが増え続けました。ジェンダー差別の解消なしに根本的な改善は図れないことを物語っています。

一重に、財界・大企業と政府による春闘破壊攻撃によって、労働者に分断と自己責任化が図られ、物が言えない状態に置かれて来たことが原因です。しかし、裏を返せば、労働組合が労働者の団結をつくり攻撃を跳ね返すことに成功できていないことに、問題の本質を見る必要があります。

国民春闘は、労働者の団結と労働組合の共同した力を一定の時期に集中することで、日本の労働運動の弱点である企業内中心の運動を克服するために、国民を含む労働者全体の運動につなげるたたかいです。賃金や労働条件、さらには社会の在り方も、そのときの労資の力関係によって決まり

ます。たたかう労働組合の社会的な影響力が強まらない限り、改善は図れません。いまこそ国民春闘共闘・全労連の飛躍が求められています。

21 春闘でスローガンにした「コロナ禍だからこそ、大幅賃上げ・底上げ」「ひとりの仕方がないから、みんなで変える」を生かし、職場や地域では、要求を出しみんなで交渉すること、産別や地域の統一行動に取り組み固く結集すること、すべての組合員の結集を強めることで要求実現をめざします。また、コロナ禍のもと、同じ様に苦しむ同産業・業種の労働者に向けて「労働組合で力を合わせ、声を上げよう」と呼びかける取り組みを具体化し、仲間の輪を広げることで要求実現をめざします。

すべての労働者の大幅賃上げ・底上げと雇用の安定、最低賃金全国一律 1500 円、ジェンダー平等、年金改善、いのちまもるエッセンシャルワーカーと公務労働者の賃上げと拡充、憲法を守ることなどを 22 国民春闘の中心要求に据えてたたかいます。「労働組合の仲間を増やし団結を強めること」でこそ「賃金の大幅引き上げ・底上げと雇用の安定を図ること」ができます。それが「いのちとくらしと地域をまもること」につなげることができます。22 国民春闘に向けた行動提起を以下のように行います。

「いまこそ労働組合」です。国民春闘共闘・全労連は、最も困難に直面する労働者に寄り添い、希望を語り、ともにたたかうことを信条に、その本領を発揮したたかい抜きましょう。

I 情勢の特徴

日本の異常な低賃金・不安定雇用の長期化、コロナ禍のなか日本の社会があまりにも脆弱で危機対応すらできない状態にあること、労働者の格差と貧困が広がっていること、ジェンダー差別が低賃金構造の原因になっていることなど、私たちが常に指摘し続けてきたことが、コロナ禍のなかで誰の目にも明らかになりました。

(1) 下がり続ける日本の賃金

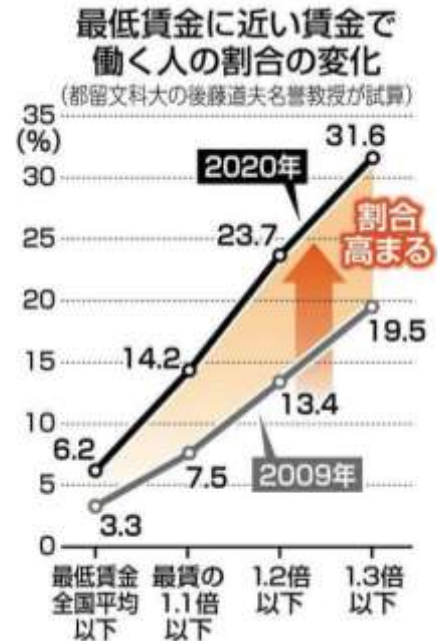
日本の実質賃金は、1997 年の 90.3 (2020 年・指数) と 20 年余りで約 1 割下がっています。

実質賃金とは労働者が受け取った賃金に物価変動の影響を加味したものです。缶ジュース 100 円の時代と 200 円の時代で、20 万円を受け取った場合で重みは違います。その重みを加味したものです。韓国は 157.3、スウェーデンは 141.5、フランス 131.8、経済大国アメリカ 122.7 と確実に賃金を引き上げて来ています。日本だけが、88.9 と下回っています。



OECD (経済協力開発機構) の調査によると、日本の平均賃金 (年間) は、約 423 万円で 35 か国中の 22 位にまで順位を下げました。他国と比べると、トップの米国は約 763 万円で、率にして 44% の大差です。日本は 340 万円も低くなっています。お隣の韓国に比べても約 37.9 万円低く、月 3.1 万円ほど低いという計算になります。2015 年に日本と逆転しました。

低賃金で働く人が増えています。最低賃金の全国平均の 1.1 倍以下で働く人の割合は 2020 年に 14.2% となり、09 年の 7.5% から 10 年で倍増しています。非正規労働者や低賃金の正社員が増えたのが要因の 1 つで、コロナ禍が脆弱な雇用構造に追い打ちを掛けています。



（２）日本経済の落ち込みと大企業は大儲け

こうした、低賃金・不安定雇用がもたらしているのは、日本経済の大幅な落ち込みです。2020 年度の国内総生産（GDP）は、前年度比 4.6%減です。この下落幅は、リーマンショック期の 08 年度の 3.6%減を上回る戦後最悪です。その最大の原因は、低賃金状態がつづく中での個人消費の低迷によるものです。

物価の高騰が労働者・国民の生活を直撃し始めています。電気・ガスやガソリン、灯油など生活に直結したエネルギー価格の値上げが顕著です。賃金抑制がつづくもとの値上げは、個人消費をさらに冷え込ませ不況の引き金をひきかねない状況であり、賃金引き上げが急務です。

一方で、大企業、富裕層は大儲けをつづけています。コロナ禍でも大企業（資本金 10 億円以上）は、日銀の金融緩和策を背景に利益を 238 兆円から 241 兆円へと 3 兆円も増やしています。内部留保は 2020 年度末で 459 兆円にも膨れ上がっています。「トリクルダウン。大企業が儲ければ、労働者の賃金は引きあがる」と安倍・菅政権は 9 年に渡って、大企業とともにアベノミクスを進めてきましたが、賃金も日本経済も悪くなる一方で、その誤りが明確になったと言えます。

（３）大企業であい次ぐ不正

大企業で相次ぐ不正が明らかになっています。三菱電機は、鉄道車両の空調装置の検査を 30 年間にわたって架空データで不正に実施していました。トヨタ自動車は、車検時間の短縮を優先し、サイドブレーキの検査を実施せず数値を改ざんする行為が続けられていたことなどが明るみに出ています。利益至上主義に陥る大企業経営者が労働者に不正を強いています。物が言えない職場では安全が守られないことを教訓化する必要があります。労働組合のチェック機能発揮が求められています。

（４）コロナ感染の死者は 1.8 万人、病院外で 817 人

新型コロナウイルスの感染拡大から 1 年 10 カ月が経過し、世界の感染者は 2.5 億人、死者は 510 万人を超えています。日本の感染者は 173 万人を超え、死者数は約 1.8 万人を超えています。（2021. 11. 16 現在）。デルタ変異株の第 5 波では、まさに感染爆発の状況となり多くの方の命が奪われました。自宅療養を余儀なくされた人は、全国で 2021 年 9 月上旬のピーク時に 13 万人に上る非常事態となりました。2020 年 3 月から病院外で亡くなった人のコロナ感染者は 817 人に上るとされています。

（５）二度と繰り返してはならない医療・公衆衛生体制の崩壊

コロナ禍のなか、医療、介護、公衆衛生体制の緊急な改善が必要です。第 5 波が一定落ち着いても、十分な検査体制すら確立されていません。感染拡大に備える病院や保健所などの抜本的な体制確立はいまだされていません。冬には「第 6 波が必ず来る」というのが大方の専門家の意見です。このままでは、医療・公衆衛生体制のひっ迫・崩壊を繰り返すこととなり、さらに犠牲者を出すこととなります。国の責任による抜本的な体制強化、自粛や休業に伴う生活保障が急務と

なっています。

（６）女性・非正規労働者に集中するコロナ禍の痛み

もともと困難を極める、非正規労働者や女性、若者にコロナ禍の痛みが集中させられています。NHKと労働政策研究・研修機構（JILPT）の共同調査によれば、昨年４月以降の７か月間に、解雇・雇止め、自発離職、休業などの雇用状況に変化のあった女性は４人に１人で、男性の１．４倍です。飲食、宿泊、娯楽など対人サービスに大きな影響があり、女性が多く勤める業種です。休業を強いられた女性の割合は男性の１．７倍で、子どものいる労働者に限ってみれば男性の７倍にもなります。また、同調査で注目すべきは、シングルマザーの３割が食費を切り詰めていると答え、家賃や公共料金の滞納が１０％を超えるなど深刻な状況が浮き彫りになっています。

（７）非正規労働者 7 月に 131 万人減、休業者 4 月に 597 万人に

コロナ禍のなか完全失業者は、200 万人・３％を超える時期もありましたが（20. 8～10）、リーマンショック期の 363 万人、5. 5％からはかなり低い水準にとどまっています。労働者や労働組合の要求が強まり実現した政府による雇用調整助成金の特例措置が雇用維持に大きな力となっています。失業者になりかねなかった多くの労働者が休業者となり、2020 年 4 月に 597 万人、その後、最近まで 200 万人前後を推移しているのが特徴です。また、雇用形態別の雇用者数は昨年同月と比べて正規労働者は若干の増加がみられるのに対し、非正規労働者は 2020 年 7 月にマイナス 131 万人となり悪化、その後 100 万人弱の減少が続いてきました。企業の雇用調整の犠牲となる非正規労働者の厳しい実態が浮き彫りとなっています。ダブル、トリプルワークなど複数の職場で働く非正規労働者は増加しており、さらに厳しい実態があることを想定しなければいけません。

（８）要求実現が可能な政治への転換を

10 月 31 日に第 49 回衆議院選挙がおこなわれ、9 年にわたる安倍・菅政治の憲法無視の強権政治に対し、市民と野党共闘による政権交代をめざす本格的なたたかいは行われました。

運動を背景に、市民連合と 4 野党が合意した「共通政策」は、「最低賃金の引上げ」や「従来の医療費削減政策の転換」などを含む 6 本の柱と 20 項目にまとめられ政策合意されました。同時に、この政策を実現させるための政権づくりが 4 党で合意される画期的な選挙となりました。

自民党は、幹事長や現職大臣等が小選挙区で落選するなど議席を減らしたものの、単独で絶対安定多数の 261 議席を確保する結果となりました。一方、市民と野党共闘の 4 野党（立憲民主党、日本共産党、社民党、れいわ新選組）の統一候補は、全体として議席を伸ばすには至りませんでした。ほとんどの選挙区で接戦となり、多くの選挙区で競り勝つ成果を得ました。野党共闘勢力は 4 年前の総選挙時より議席を伸ばしました。小選挙区制の下で、野党共闘があったからこそこの成果です。投票率は戦後 3 番目の低さにとどまり、自民・公明政治に対する批判は、その補完勢力である日本維新の会に流れる結果となりました。

自民、公明与党と日本維新の会の議席が 3 分の 2 を超え、さらに国民民主党も改憲に前向きの姿勢を示すなど、改憲策動が一气呵成に強まっています。軍事費が年間予算 6 兆円を超え、「敵基地攻撃能力の保有」に踏み出そうとしており、そのための 9 条改憲が狙われています。「台湾有事」を理由に米軍とともに戦争に加わろうとしており、「戦争反対」の一致での国民的な大運動が必要になっています。市民と野党の共闘をいっそう発展させ、来年 7 月の参議院選挙で、改憲勢力を過半数割れに追い込むことが求められています。

改憲を許さず、「賃上げ」「最低賃金 1500 円」「医療・公衆衛生体制の抜本的強化と増員」など、多くの政党に公約化させた要求の実現に向けて全力をあげることが重要です。

（9）危険な規制改革、行政改革一体の「デジタル臨調」と「土地規制法」

第 204 通常国会で個人データの情報漏洩や国による管理など重大な問題点をかかえたまま「デジタル改革関連法案」は強行成立しました。9 月 1 日に発足したデジタル庁の最高責任者は内閣総理大臣で他の省庁への「勸告権」を持ち絶大な権限を有しています。10 月 14 日、岸田首相はデジタル改革、規制改革、行政改革を一体に進める「デジタル臨調」の創設を表明しています。加速する DX（デジタルトランスフォーメーション）による労働現場での AI 導入で雇用や働き方に負の影響を及ぼしかねない問題点をはらんでいます。また、政府は、教育の現場に「GIGA スクール構想」を持ち出し、「教育の ICT 化」「教育市場化」を加速するとしています。さらに、「スーパーシティ構想」法（国家戦略特区改正法）の成立で全国 31 地域が応募、「住民ぐるみ・地域ぐるみ」のデジタル化の実験がはじまろうとしています。

また、来年 9 月に全面施行される「土地利用規制法」は、政府に自衛隊・米軍基地周辺や国境離島などの基地周辺住民の個人情報収集する権限を与えており、憲法で保障されたプライバシー権や財産権の侵害を招く恐れがあります。

国民春闘共闘・全労連は、プライバシー権の保護の強化と個人データ漏洩や企業による利活用、国家管理を許さず、国民生活や労働者にとってより良い働き方や雇用の実現の機会としていくことを求めています。影響は、自治体や教育分野などにとどまらず、すべての産業に関わる問題だけに、産別の枠を越えた総がかりでの取り組みが求められています。

（10）コロナ禍の行動制限から労働組合で交流を

コロナ禍で職場や友人関係の交流が激減、情報共有や飲み会、遊ぶ機会が長期間にわたって奪われるなど閉塞的な状態が続いています。悲観的な感情の拡大や変化への期待の薄れなどが心配されます。現状は、社会的につくられたものであり、声を上げることで変えられることを伝えていくことが重要です。労働組合が交流の要となる必要があります。

Ⅱ 4 つの要求の柱と 4 つのアプローチ（方針の基調）

要求の柱とたたかひの基調は、21 秋季年末闘争で掲げた「4 つの要求の柱と 4 つのアプローチ」を基本としてたたかひます。

1 格差を是正し、賃金の大幅引き上げ・底上げを

（1）ケア労働者の大幅賃上げを実現し、労働者全体に波及させる

すべての労働者の格差を是正し、賃金の大幅引き上げ・底上げ、最低賃金、均等待遇の抜本的な改善を求め賃金の大幅引き上げの流れをつくるのが、22 国民春闘の最大のポイントです。

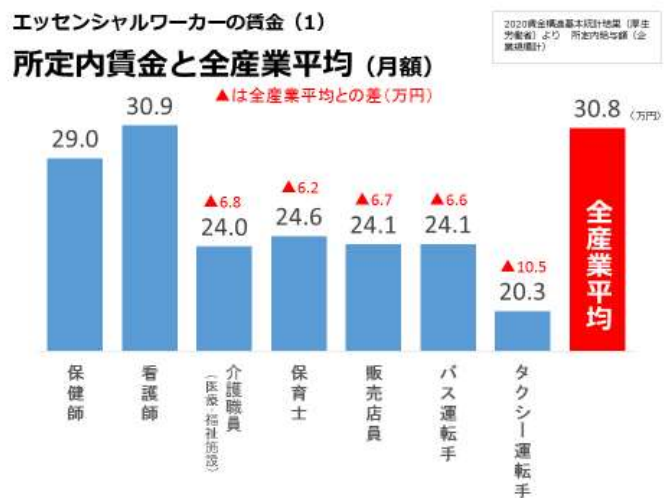
特に、コロナ禍で脆弱性が明らかになったエッセンシャルワーカーの賃上げは急務です。「ケア労働者の大幅賃上げアクション」を具体化し実現させます。その賃上げの流れを全体の労働者に波及させることをめざします。

生計費原則に基づいて、「誰もが、どこでも、人間らしく暮らせるため必要な賃金」に引き上げさせるための要求の練り上げが、いまほど大切なことはありません。要求討議から「うちの業界は厳しいから」「うちの会社は赤字だから」とならないことです。

注目されるエッセンシャルワーカーの賃金は、軒並み全産業平均月額 30.8 万円を下回る水準です。介護職員は 6.8 万円低い 24.0 万円、保育士は 6.2 万円低い 24.6 万円、スーパーなど販売店員は 6.7 万円低い 24.1 万円、そして、タクシー運転手は、10.5 万円低い 20.3 万円です。コロナ禍にあっても人の命を預かり社会を維持し続けている労働者の賃金が、女性や非正規雇用が多く、差別的に低く抑えられてきたのが現実で、大幅引き上げ・

底上げが急務であることは明らかです。このままでは成り手をつくることもできません。コロナ禍で格差と貧困がさらに悪化、一時金も昨年を下回るなど、労働者の生活は厳しさを増しています。

大幅賃上げの実現には、ジェンダー平等の実現と非正規差別をなくす取り組みとともに、全産業平均の確保にとどまらず専門職にふさわしい賃金水準を社会的に明らかにし、その要求に結集したたたかひの構築が重要です。そして、賃金・労働条件は、労働組合の交渉力を高めない限り改善を図ることはできません。たたかう労働組合への要求当事者の組織化でこそ実現できます。労



働組合の仲間を増やし、ともに声を上げる、労資の力関係を変えて労働組合の力で迫る春闘にします。

（２）生計費原則に基づく要求提出と全国統一行動に結集を

22 国民春闘は、「22 国民春闘 大幅賃上げ・格差是正で誰もが希望もてる公正な社会を“労働組合でいっしょにつくろう”」をスローガンに、国民春闘共闘・全労連が春闘全体をリードできるように戦術も含めて議論をつくり奮闘します。産別や地域の統一闘争への結集と国民春闘共闘・全労連の取り組みへの結集をいっそう強めることを呼びかけます。

①生計費原則に基づく要求提出と「組合員参加型」の春闘に

職場では、要求書を提出し、ストライキを背景に団体交渉を行い、すべての組合員の参加で大幅賃上げ・底上げを要求し、たたかいます。賃金要求討議では、最低生計費試算調査の結果を活用し、人間らしくくらすために必要な生計費原則にもとづく要求づくりを進めます。春闘アンケートの全組合員 100 万人目標に向けて呼びかけを強めます。

「要求を如何に実現させるのか」、その道筋とその意図が組合員に明確になり共有されることが、組合員参加型の運動構築の最低条件です。要求討議と同時に、「今年の春闘で、これは必ず勝ち取ろう」という身近な要求を共有するなど、一人一人の組合員の立ち上がりを組織化する春闘をめざします。

②企業内最低賃金「時給 1500 円以上」をすべての職場要求に

企業内最低賃金を、生計費調査の結果を踏まえた時間給 1500 円以上、月額 22 万～24 万円に引上げる要求討議を強めます。同時に、最低賃金の引き上げ額を初任給に反映させることを要求します。

③均等待遇求める要求の強化と「ボーナス差別やめろ！キャンペーン」

格差の是正、均等待遇の実現は、雇用形態、性別、年齢、地域、企業規模など、あらゆる賃金・労働条件・雇用差別をなくす取り組みとして重要です。「ボーナス差別やめろ！キャンペーン」を職場内外で本格化させます。非正規労働者の処遇改善要求と労働組合への組織化を結合する取り組みをすすめます。

④22 国民春闘の最大のヤマ場、3.9 全国統一回答集中日、3.10 全国統一行動に結集を

回答集中日は、（大手の労働組合より 1 週間早い）3 月 9 日に設定し、すべての単産がこの日に結集できるように取り組みを強めます（去年は、29 産別中 12 産別 41.3%が回答集中日で統一）。また、翌日 10 日はストライキを含む全国統一行動日とし決起します。全国統一行動日は、政府に対し「大幅賃上げ・底上げ」「最低賃金全国一律 1500 円」、「いのちまもる医療・公衆衛生、公務公共体制の拡充」を柱の要求に、22 国民春闘の最大の山場として取り組みます。

昨年 21 春闘で、はじめて大手より先行回答を求めました。記者会見など春闘の見える化

を行うなかで、要求提出率、スト権確立率、スト実施率で前年を上回り、スト権確立率では 60.4%と 10 年で最も高くなりました。統一行動への結集が高まり、コロナ禍でも萎縮せずに前年並みの回答を引き出す成果を勝ち取りました。この教訓をさらに発展させます。

この 2 日間を 22 国民春闘の最大のヤマ場として、すべての組合員の参加でさらなる前進をめざします。

（3）企業内労働組合の弱点克服する産別や地域の統一行動で声上げる

20 年以上に渡って続く日本の低賃金状態と消費の低迷は、資本の側にとっても自己矛盾です。「賃上げが必要」と言わざるを得ない状況となっています。しかし、「雇用を守ることが優先」「企業業績が悪いから仕方ない」と言って、個別企業内では労働者に我慢を強いて企業利益を優先する姿勢が強められます。そして、労働組合・労働者の側にも攻めきれない弱さがあります。財界・大企業を中心に、企業業績は「一時金で配分」し、固定費となる基本賃金は据え置く、「総額人件費管理」が強められる下で、結局は賃金も雇用も守られず、低賃金・不安定雇用の非正規労働者に置き換えられることが繰り返されています。トヨタ労組などの大企業の労働組合が、個別企業主義に陥り事実上春闘に結集しないなど、労働組合の交渉力の低下が¹春闘破壊に拍車を掛けています。国民春闘を否定する「個別的労使関係による春闘」を押し付け、分断攻撃を強める動きです。

国民春闘は、企業内労働組合の弱点を克服するためにたたかわれています。産別や地域の統一行動にしっかり取り組み、結集するからこそ、企業内の労使交渉を粘り強くたたかい抜くことができます。同時に、地域に出て声を上げることで、地域住民や未組織労働者と賃金引き上げの必要性で一致する運動が社会的な世論をつくり要求実現を図ることができます。これは、たたかう労働組合である国民春闘共闘・全労連だからこそできるたたかいです。いまこそ、具体化を図るときです。

一つは、職場での要求提出と集団交渉をしっかり行うことです。経営者の雇用責任を明確にさせ、労働組合の交渉力を発揮し要求実現をめざします。二つ目に、産別統一ストや地域統一行動に結集し、個別企業内の交渉に留まらない労働者の団結の力で要求実現をめざします。

（4）最低賃金全国一律制の実現へ法改正を

最低賃金の改定が過去最高の時給 28 円（3.1%）増の加重平均 930 円に引き上げられました。イギリスでは、「コロナ禍のなかで低賃金労働者の生活を安定させるため」として、来年 4 月から 6.6%引き上げて全国一律 1480 円にすると正式表明されました。

全国一律最低賃金アクションプラン 2024 は、22 年春の通常国会での全国一律制への最低賃金法の改正を実現させることがプランです。早期に法案提出、審議、成立を求める運動に組織の総

¹ トヨタの営業利益は、今年 4～6 月期 9974 億円で過去最高を更新し、前年比 72 倍となっています。

力をあげて取り組みます。国民春闘共闘・全労連としての「全国一律制を求める法改正案」の文例検討、野党最賃議連の結成を促すなど、法改正への運動促進をめざします。併せて、時間給 1500 円に引き上げさせることをめざします。法改正実現に向けた最大のポイントは、職場・地域から当事者の声が熱くあがり、世論を動かせるかどうかにかかっています。「最低賃金全国一律を求める VOICE シート」などを活用し、職場・地域からリアルな声を背景に運動をつくります。最低賃金、公契約、公務賃金の改善を図る「社会的な賃金闘争」²を推進します。また、全労連「中小企業支援政策提言」（案）を活用します。

（5）ジェンダー平等社会の実現の具体化

女性労働者の大幅賃金引き上げ・底上げ実現こそが春闘前進の成否を握ります。ジェンダー平等を求める要求の具体化など、特別に重視して春闘をたたかいます。ケア労働者の大幅賃上げアクション、賃上げ、最低賃金、均等待遇、労働時間の短縮を求めるたたかいで、性差別の実態、現行法・制度、経済活動に「差別が存在していること」の可視化や学習運動をすすめます。組織内の女性比率や組合活動への参加の向上を図り、組織の強化・拡大をすすめます。

女性差別の解消にむけて、雇用の質、賃金・労働条件の向上などの政策づくりと選択的夫婦別姓制度の実現など社会的条件整備を求める取り組みをすすめます。

（6）困窮者支援の強化と困窮者をつくらせない対策の推進を

「コロナなんでも相談日比谷会場」や「年越しコロナ被害相談村」「女性による女性のための相談会」などでも示されたように、長期化するコロナ禍のなか格差と貧困の広がり、生活に困窮する人々が増えています。全国に広がる大学や地域での「フードバンク」等の取り組みには、「コメが欲しい」と学生や地域住民が列をなす姿があります。

まともな雇用とともに誰もが人間らしく暮らせる社会保障の構築などセーフティネットの確立が重要です。地域での相談会の継続とともに、恒常的に公共として困窮者の支援が図られる仕組みづくりが必要です。労働組合として、非正規労働者や女性、学生など困窮に直面する人々への支援を行うとともに「家を失う」などの状態になる前の対策にも力を入れていく必要があります。実態の可視化などを積極的にすすめ行政も含めた社会的な方策が前進するよう取り組みをすすめます。

（7）中小企業・小規模事業者に対する支援の強化

地域では、賃金の底上げ、中小企業・小規模事業者に対する支援の強化、そして、地場産業・農林漁業の振興を実現させます。全労連「中小企業支援政策提言」（案）を活用します。

² 「社会的な賃金闘争」とは、制度・政策闘争を強め、①賃金上がる仕組み、底上げを制度的に実現すること、くわえて、②賃上げ・底上げを求める世論を大きく構築することである。すべての働く人々の賃金の底上げを実現する社会的なたたかいは“広義の最賃闘争”として位置づけ、官民一体で、地域活性化の課題と重ねあわせて、“地域”の共同につなげていく方針。（第 53 回評議員会決定「16 春闘方針」より）

2 雇用をまもり、人間らしく働くルールの確立

（１）コロナ禍から雇用をまもり、働くルールの規制緩和を許さず、労働時間の短縮を求める

コロナ禍に乗じたリストラから雇用をまもり切ります。労働組合のある職場で解雇・雇止めを出させない取り組みを強化します。雇用調整助成金は、感染拡大の可能性のある期間、特例措置を延長することを政府に求めています。休業手当未払いについて、すべての単組・支部で点検活動を強化します。加えて、解雇の偽装としての悪用が目立ち始めた「非定型的シフト制労働契約」について、職場での悪用を止めるとともに、法的規制を求めます。

裁量労働制をはじめ、労働時間法制の改悪を許さないたたかいと、解雇自由社会に道を開く「解雇の金銭解決制度」の創設を許さない取り組みを強化します。

（２）無期転換ルールの改善

労働契約法第 18 条・無期転換ルールの見直しの議論がすすんでいます。有期契約時の労働条件を引き継ぐ規定の削除や通算契約期間 5 年の短縮、不更新条項への規制、有期契約の入り口規制などを求めています。無期転換ルール改善の世論を盛り上げる運動をすすめながら、政府に実現を迫ります。

（３）均等待遇実現、非正規労働者の待遇改善

男女間格差の是正に向けたポジティブ・アクションに取り組みます。また、基本賃金や一時金、退職金における「同一労働同一賃金」の法整備を実現すべく、パート有期労働法の再改正につながる、法改正を各政党に要請します。非正規労働者の待遇改善に向け、無期転換ルール、同一労働同一賃金、シフト制規制と休業手当の改善の 3 課題と長時間労働の解消の要求をまとめた「非正規差別と長時間労働の解消を求める請願署名」を検討します。

（４）雇用・働き方の規制緩和許さない

労働法の適用外とされる「雇用によらない働き方」が増えつつあります。単発的契約に基づくギグ・ワーカーも含め、請負・委託契約の形式によって、労働契約の実態を偽装する働き方を防止し、適正に労働者保護をかけるために取り組みます。雇用によらない働き方をしている労働者を組織化し、当事者の要求実現をはかります。労災保険の加入要件緩和や自然災害・感染症拡大などの際の所得補償、疾病手当金などの制度化、雇用保険の適用をはかります。全労連は、「全労連政策案」を議論し、法令の改正をめざしています。（要求は「労働者性」を広く認め、労働者保護を幅広くかけるべきとするものです）。国民春闘共闘としても活用し法改正をめざします。

（５）新たな裁量労働制の規制強化を求める

政府は、企画業務型裁量労働制の対象業務拡大をおこなう労働基準法の見直し審議をはじめようとしています。労働時間規制の緩和には反対の立場で運動をおこないます。テレワークを活用した「みなし労働制（裁量労働・事業場外みなし）」や、所定労働日削減とセットの 1 日の労働時

間延長など、労働時間の柔軟化に反対し、労働時間管理の厳格化と使用者責任の強化をすすめます。

（6）1日の法定労働時間短縮で人間らしい生活をつくる

労働時間1日8時間から7時間への要求を具体化し、「労働時間短縮運動」を開始します。職場では、所定労働時間の短縮に向けた具体的な要求確立と運動の構築をめざします。

日本の異常な長時間労働を是正し、労働時間の短縮を実現させることは、自由な生活時間を取り戻すたかいです。家族との時間、育児や介護にあてる時間、自己研鑽や趣味にあてる時間など真に人間らしい生活をつくる運動です。ジェンダー平等、格差の是正、そして、気候危機打開に向けた運動の観点からも重要です。デジタル庁の発足、IT化で労働時間が短縮されないのでは本末転倒です。せめて、ヨーロッパなみの労働時間をめざす、賃下げなしの労働時間短縮要求を国民春闘共闘・全労連の柱の要求運動となるようめざします。

（7）ハラスメントの防止

ハラスメントの法規制（防止措置義務）が制定されたにもかかわらず、職場ではハラスメントが横行しています。ハラスメント防止法を根拠として、実効ある職場ルールを団体交渉などで要求し確立します。各職場におけるハラスメント対策の実践経験を交流する集会を準備するため、各単産・地方組織の協力を得て、好事例（労働協約、運用）の収集を行います。多くは、長時間労働や賃金未払い、退職強要などとも絡んでいます。労働相談員のスキルアップもはかりつつ、適切な対応を研究・交流するオンラインの研修の場を検討します。

全労連は、すべてのハラスメントを根絶させるために、内外にその姿勢を示す「ハラスメント根絶宣言」と「ハラスメント防止対策指針」を11月の幹事会で確認しました。国民春闘共闘での活用も含めて普及をめざします。

3 医療・公衆衛生体制の拡充、公務・公共体制の拡充を

（1）「いのちまもる地域行動」で政府の政策転換を迫る

22 国民春闘では、引き続き「いのちまもる地域行動」を重点課題として取り組みをさらに強化します。政府に対し要求した2項目、①保健所の拡充、医師・看護師・介護職員の増員、②公立・公的病院の再編統合の撤回で拡充を図ることをめざします。9月22日、全労連は全労協と共同声明を発表し、実現を求めました。地域住民の差し迫った願いであり、団体や労働組合の所属の違いを超えた共同の運動が求められています。通常国会を最大の山場として、政府に政策転換を迫ります。

（2）いのちまもる人員拡充と大幅賃上げ・底上げはセット

社会維持に不可欠ないわゆるエッセンシャルワーカー、とりわけケア労働者、女性や非正規労働者の脆弱性がコロナ禍で浮き彫りになっています。大幅な賃金引き上げ・底上げをはじめ、様々

な労働条件の改善、非正規労働者の雇用の質の向上や人員の確保・拡充を図ることが社会的急務となっています。「大幅賃上げ・底上げと人員確保はセット」でなければ実現できません。「ケア労働者の大幅賃上げ緊急アクション」で組織拡大・強化と合わせて、同産業の仲間に要求を知らせ、ともに声を上げたかたうことを呼びかける行動を具体化します。

（３）公務・公共体制拡充は急務「地域ならではの要求」で迫る

公務・公共サービス体制の再構築は、災害をはじめとする国民のいのちとくらしの緊急事態に、迅速・機敏な対応が求められるもとで急務です。「行政改革」の名の下に公的部門の縮小、民営化、非正規労働者への置き換え、委託化などがすすめられてきています。脆弱な病院や保健所の拡充、公立学校の統廃合の中止など、それぞれの地域ごとに差し迫った「地域ならではの要求」を明確にして、その改善を求める運動を地域要求にして実現をめざします。自治体による再直営化・再公営化を求める政策づくりをはじめます。同時に、公務労働者の労働基本権の回復に向けた取り組みを強化する必要があります。

（４）当事者の声で政策転換を迫る大運動に

当事者の声で政策転換を迫る大運動にします。職場での声集めと地域で声を上げる運動を具体化します。コロナ感染拡大の一定の制御を前提に、地域に出て集会やデモ、宣伝などの取り組みを再開させます。同時に、署名、各自治体・議会での意見書採択、地元国会議員への要請などとともに、地方議会では、議員とつながり要求実現を迫る議会質問などを組織します。

4 憲法が生かされる社会へ、参議院選挙で政治転換を

（１）憲法をまもり生かすために改憲勢力を国民の世論で包囲する大運動

10月の総選挙の結果、自民、公明与党と日本維新の会の議席が3分の2を超え、さらに国民民主党も改憲に前向きな姿勢を示すなど、改憲策動が一気に強まっています。最大の警戒と職場・地域からの改憲阻止に向けた運動の展開が求められています。来年7月の参議院選挙で、改憲勢力を過半数割れに追い込むことが求められます。

コロナ禍などいかなることを口実にしようとも、戦争する国づくりなど、あらゆる改憲策動を許さないたたかいを、労働者・国民の結集を提起し、国民的な共同で跳ね返していくことにします。

改憲策動の動きを注視しながら必要な時には、労働組合と国民が総力を上げてストライキを含む大運動で改憲勢力を包囲し改憲を阻止する行動を検討します。

（２）7月に参議院選挙「要求実現可能な政治への転換」を

参議院選挙が7月におこなわれます。要求実現が可能な政治への転換に向けて、職場での学習と議論を大切に、「選挙にいこう」の呼びかけを成功させます。

（３）気候危機は死活的大問題、原発ゼロと再エネを

原発ゼロ、気候危機解決と再生可能エネルギー 100% 実現をめざす取り組みをすすめます。気候危機問題は、人類の生命と地球環境をまもり維持させる上で死活的大問題です。気候危機に立ち向かう労働組合の役割は、「資本の際限のない金儲けを規制すること」です。金の猛者たちが自らの財を際限なく増やし続ける資本構造を変える必要があります。気候危機問題の解決には、雇用と労働の転換が必要です。長時間労働や低賃金・不安定雇用を強いることで、儲けのために労働者を競争させ、そのうえ物を言わず働くことを強制するシステムを変える取り組みです。① 原発ゼロで再生可能エネルギーへの転換をはかること。② 大企業や財界の暴走を規制、金儲け優先でなく、いのちをまもること、すべての人が豊かな生活が送れるようにすることを最優先にする社会にすること、③ 労働組合の交渉力を高めること、労資の力関係を変えていくことが求められています。

22 国民春闘では、原発ゼロのたたかいとともに、気候危機解決と再生可能エネルギー 100% 実現をめざす、政策づくりと具体的な運動の検討を開始します。

5 4つのアプローチ（戦略）

4つの要求の柱に基づく、すべての取り組みに4つのアプローチ（戦略）を位置づけて実現をめざします。

一つは、すべての職場・地域での要求討議を重視します。労働組合活動の出発点となる「要求と目的」を明確にしたたたかいの構築が必要です。「組合員との対話」や「未組織労働者との対話」を強めることを戦略に位置づけます。二つ目には、非正規格差、ジェンダー格差などの格差是正へ、格差の見える化を図り改善を求めます。三つ目は、組織拡大・強化をすべての取り組みに位置づけ要求実現を図ります。労働組合とその運動の見える化をはかり認知を広げます。四つ目は、来る参議院選挙で要求実現が可能な新しい政治への転換を実現させることです。

アプローチ 1 「要求討議」で「要求と目的」の明確化、春闘学習を強化しよう

第一に、改めて、要求や労働組合の目的を明確にして、要求を持つ当事者が主体的に参加する運動の構築が必要です。「要求討議」を重視し、「コロナ禍で困っていることはないか」「職場での問題はないか」など、春闘アンケートを利用しながら「すべての組合員との対話」をおこないましょう。

- (1) 組合員との徹底した対話で要求の掘り起こし、「身近な困りごと」など、「ならではの要求」を明確にして、労働組合での解決をはかり成功体験を重ねましょう。
- (2) コロナ禍で困難にある労働者が増えています。地域の未組織労働者との対話で、非正規労働者、女性、若者などが共通して求める要求の共有などを図り、労働組合でともに解決する取り組みをすすめましょう。
- (3) 各産別・地方組織での春闘学習会にとどまらず、職場や地域組織での春闘学習会の実施を丁

寧に積み重ねることが重要です。また、「春闘とは何か」「ベースアップとは」「賃金はどのように決まるか」など、改めて基本的な学習の強化が組合員の立ち上がりをつくるうえで重要です。オンラインなども活用しながら強化しましょう。

アプローチ 2 「格差の是正」へ、非正規格差やジェンダー格差の要求と見える化

第二に、ジェンダー格差や非正規格差など「いまそこにある格差に見える化」し、その不条理に対し当事者とともにも声を上げて変えることを戦略に位置付けます。

賃金や一時金、雇用や労働条件、いのちをまもる社会保障などすべての問題でそれぞれジェンダー格差、非正規格差の実態に見える化し、語り、広げることが大切です。女性や非正規労働者の立ち上がり、組織化につなげ、社会的にも大きな運動をつくることをめざします。

(1) 格差の実態を共有するために、学習や発信を強めます。

(2) 「あなたの職場の非正規格差で今すぐ改善させなければいけないこと」など、要求討議を重視し、身近な差別や格差を明確にして是正させる成功体験につなげていきます。

アプローチ 3 すべての取り組みに「組織拡大・強化」を位置付け要求実現に結ぶ

すべての取り組みに組織強化・拡大を位置づけ、労働組合に見える化し、「要求実現と運動前進と組織拡大」の好循環でさらに運動を前進させるのが三つ目のアプローチです。

要求づくりから交渉の過程が最も当事者を組織化できるときです。「要求実現のために労働組合に入って、いっしょに交渉で実現させませんか」という未組織労働者への働きかけが重要です。職場や地域の身近な要求を労働組合の力で実現させる「成功体験を無数につくる」なかで、労働組合への確信を広げます。職場や地域の活動家をつくり、次の活動につなげる取り組みを要求実現の戦略として位置付けます。

また、単産や職場組織としても、地域の未組織労働者との対話を強め、組合に迎え入れることにチャレンジしましょう。「ケア労働者の大幅賃上げアクション」「春闘アンケート」「最低賃金運動」「ボーナス差別やめろ！キャンペーン」「非正規差別NG運動」など要求課題と組織化の結合を図ることは、組合の活性化にとっても大きな力になります。

アプローチ 4 参議院選挙で憲法が生かされ、要求実現可能な新しい政治への転換

7 月には、参議院選挙がたたかわれます。総選挙の結果を踏まえて、私たちの要求の実現が可能となる新しい政治への転換を求めます。

Ⅲ 課題ごとの要求と具体化

1 大幅賃上げ・底上げ要求実現の課題

1 生活を守る賃金要求とたたかい

(1) 賃金要求の水準は、生計費原則を基本とし、国民春闘アンケートをもとに決めます。22 国民春闘で、正規雇用・非正規雇用、移住労働者を問わず、すべての労働者の実質賃金の減少分を解消し、ベースアップによる実質賃金の引き上げと年間収入増実現をめざします。そのために、秋闘での経験を生かし、リアルに集まる・集める労働組合活動を再開・強化し、出足早く力を集中してたたかう構えをつくります。要求アンケートや一言メッセージ、電話・メールなどのやり取りで組合員の状況をつかみ、困っていること、悩んでいることをつかむ努力をおこない、そのなかから要求を組織して経営者に要求実現を迫る活動を目指します。

(2) すべての職場で企業内、産業別の最低規制・底上げに向けて、最低賃金要求は生計費原則を基本とし、1500 円をめざします。産業別最低賃金については、時間額 1,500 円を統一要求として提起します。

2 22 国民春闘における統一要求基準と闘いのすすめ方（案）

以下の 3 点を 2022 年国民春闘の賃金要求基準として設定し、すべての加盟組合が水準の獲得をめざします。

(1) 賃金大幅引き上げ・底上げ主な要求（案）

① 賃上げ要求

月額 25,000 円以上、時間額 150 円以上³

② 産業別・企業内最低賃金要求（案）

時間額 1,500 円以上とする。なお、各単産・単組では、日額・月額の区分ごとの額について設定を検討します。

③ 全国一律最低賃金要求（案）

時給 1,500 円

(2) たたかいのすすめ方

① すべての職場組織で要求書の提出・交渉を行い、ストライキを背景にした団体交渉に粘り強

³ 賃上げ要求は、若年層など低い賃金層の引き上げ幅を大きくする観点から一律額で要求しています。例示として率に換算すると、月額 25,000 円要求は 8.19% (25,000 円/21 国民春闘での加重平均・所定内賃金 304,920 円×100=8.19%、25,000 円/賃金センサス 307,700 円×100=8.12%) です。時間額 150 円要求は、10.62% (150 円/賃金センサス短時間・全産業・男女計 1412 円×100=10.62%) となります。

く取り組みます。コロナ禍が継続する中で、「労働者の生活悪化」と同時に、経営者側の「先行き不安を口実にした賃上げ抑制」攻撃があり、労働者の中でも「困難な時期だから」というあきらめが生まれがちです。労働組合として、要求と共感にもとづく強い団結をつくり、経営者に対し、生活悪化の具体的な事実で要求を迫り、企業の活力をつくるためにも「労働者の雇用と生活を守る責任」を迫ります。

要求づくりから交渉の過程が当事者を組織化します。特に、コロナ禍の痛みが集中している女性・非正規労働者の格差是正に向け、当事者の立ち上がり、組織化につなげることを重視します。

- ② 大幅賃上げ・底上げ要求など 22 春闘要求に対するいっせい回答集中日を 3 月 9 日とし、すべての産別の結集を図ります。翌日の 10 日は、統一ストライキを軸に全国統一行動に立ち上がります。全国統一行動日の統一要求は、財界・大企業や政府に対する「大幅賃上げ・底上げ」「最低賃金全国一律 1500 円」、「いのちまもる医療・公衆衛生、公務公共体制の拡充」とし、22 国民春闘の最大の山場として取り組みます。

国民春闘共闘・全労連として記者会見に取り組み、春闘での先行回答で昨年プラス獲得と「大幅賃上げ・底上げ、エッセンシャルワーカーの賃上げと人員確保」を社会的にアピールします。職場では、経営者に対してストライキ権を背景に、回答指定日に要求水準での回答を求めるたたかいを強め、産別や地域の統一行動に結集します。単産や地方組織・地域組織は闘っている労働者を励ますための激励や支援行動に取り組みます。11 日に予定される「重税反対行動」を含む 3 日間で全国 30 万人が決起する 22 国民春闘で最大の山場の行動に取り組みます。

- ③ 4 月 1 日から 10 日を回答促進強化旬間とし、要求の追い上げを図ります。
- ④ 春闘アンケートは、全組合員規模での集約に加え、未組織労働者にも広げ 100 万人分をめざします。QR コードを活用し「スマホでできるアンケート」など工夫し、記入を働きかける取り組みが始まっています。「VOICE」欄を利用し、仲間のリアルな声・生活実態を集め、フィードバックする活動を重視します。
- ⑤ 要求の練り上げでは、最低生計費調査結果の学習をはじめ、要求・情勢の学習・討議を重視します。また、「国民春闘とはなにか」「ベースアップとは」「賃金はどうやって決まるか」など、改めて基本的な学習を強化します。「成果主義賃金の拡大を許さず、評価を賃金格差に結び付けないたたかいを強めます。
- ⑥ 単産と地方・地域が連携して、職場から地域に打って出る取り組みを重視します。特に、非正規や低賃金労働者の多いエッセンシャルワーカーや女性の賃金改善に向けて、格差や実態の見える化を図り、時間額 1500 円を下回る労働者をなくします。また、「ボーナス差別やめろ！キャンペーン」に取り組み、社会的な世論を背景に要求前進をめざします。

3 最賃、公契約、公務賃金「社会的賃金闘争」の展開

（１）最低賃金全国一律 1500 円の実現めざす運動の具体化

- ① 「全国一律最賃アクションプラン 2024」の具体化に向けて、毎月 15 日の「ディーセントワークデー」を軸に取り組みの具体化を図ります。第一次最賃デーはローカルビッグアクションの 2 月 6 日（日）とし、春闘での大幅賃上げの課題とともに地域での行動を展開します。第二次最賃デーは 4 月 15 日（金）とし、最賃の大幅引き上げを訴える記者会見を行います。第三次最賃デーは 5 月 11 日（水）、第四次最賃デーは 6 月 24 日（金）、国民春闘共闘単産地方代表者会議の翌日に行動を展開します。第五次最賃デーは 7 月 15 日（金）とします。
- ② 「最低賃金全国一律 1500 円」を求める当事者の声を「VOICE」用紙で寄せてもらい、首相に提出します。地方自治体の首長にもコピーを渡し、地方議会での意見書採択を求める取り組みにも活用します。
- ③ 「全国一律最低賃金の実現を求める請願署名」は 100 万筆を目標に、新しい最賃動画「一緒にめざそう！最低賃金だれでもどこでも 1500 円～なぜ必要？実現できる？～（21 秋闘学習ビデオ）」（YouTube アップ済み）⁴も活用した職場・地域での学習会の取り組みを広げながらすすめます。22 春闘国会行動が計画されている 3 月 2 日（水）に国会議員への提出行動を取り組みます。
- ④ 地方議会に対し全国一律最低賃金制度の実現を求める意見書採択を求める請願行動を取り組みます。また、請願署名の紹介議員の拡大に向けて地元事務所を訪問して要請を行います。
- ⑤ 国会議員を対象とする院内学習会に取り組み、国会議員の賛同を広げます。
- ⑥ 日本商工会議所などが求める最低賃金引き上げ凍結要望や、新自由主義的な「中小企業淘汰論」の誤りを明らかにし、広く知らせる取り組みを重視します。
- ⑦ 最低生計費試算調査は、今年度目標の 7 県での実施をめざします。

（２）公契約運動の推進

公契約条例による賃金下限設定が賃金の底上げにつながることを明らかにし、制定運動を広げます。

- ① 自治体における条例の制定状況について、アンケート調査などを実施して地域での制定状況について把握に努めます。
- ② 公契約下で働く労働者の実態把握と組織化のため、公契約で働く労働者に対する「実態調査アンケート」に取り組みます。また、条例の制定に向け、自治体や委託業者団体との意見交換等も行いながら議会へ働きかけます。
- ③ 公契約法の制定をめざし、政府・関係機関へ働きかけます。

⁴ 21 秋最低賃金学習ビデオ「一緒にめざそう！最低賃金だれでもどこでも 1500 円」は YouTube アップ済み
https://www.youtube.com/watch?v=RgHL_bq4zIM

（３）公務員賃金引上げと労働基本権回復に向けて

- ① 官民一体の運動を推進するため、2月15日（月）のディーセントワーク宣伝を共同宣伝として位置づけ、大幅賃上げを求める世論を広げます。
- ② 3月2日（水）に予定される中央行動で全国一律最賃を求める国会請願行動に結集し、公務職場における地域間格差の是正を求めます。
- ③ 人事院勧告による大幅賃上げをめざし、公務労組連絡会と共催で7月に人事院前などを中心とした国会行動を展開します。

4 地域経済の活性化と公務・公共サービスの充実にに向けて

（１）地域経済の活性化、中小企業をまもる

- ① 全労連は、「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を～全国一律最賃で経済の好循環を求める提言（最終報告）～」を第62回評議員会でとりまとめます。国民春闘共闘としても活用して普及します。
- ② 2月を中心に「地域総行動」を展開し、最低賃金引き上げに向けた中小企業支援に関する提言を活用した自治体や経済団体との懇談を取り組みます。
- ③ 中小企業家同友会や全国商工団体連合会との交流と協力・共同を広げて、中小企業対策予算の増額や公正取引の実現、公正な税制などを求めます。
- ④ 消費税減税とインボイス制度の導入見送りを求めます。
- ⑤ 地域経済の活性化で重要な役割を担う地方金融機関の合併や支店の統廃合を許さず、地域金融機関を核とした経済循環政策の確立を国及び自治体に求め、政策提言を進めます。

（２）公務・公共サービスと教育の充実にに向けて

- ① 地域総行動において、公務部会が作成した要請書を関係機関に提出し、公務・公共サービス、教育の拡充と大幅増員、非常勤職員（会計年度任用職員）の処遇改善などを求めます。
- ② 要請の実施にあたっては、春闘討論集会などにおいて、公務職場の実態など現場から報告をしてもらい、関係当局に対する要請に生かします。
- ③ 民営化反対、再公営化を求める地域組織との連携を図ります。

（３）公共交通、食と農業など地場産業をまもる取り組み

- ① 地域住民の移動の自由保障、地場産業の維持、地域社会の発展に欠かせない交通インフラが維持されるよう地域の取り組みに結集します。
- ② ライドシェアなどプラットフォーマーによる規制緩和は、利用者の安全と労働者保護の観点から問題が多いため、導入や国家戦略特区の活用も許さないよう監視を強めます。
- ③ 全農協労連や食健連との連携を強化し、国内農業を犠牲にする二国間経済連携協定の廃止、「家族農業の10年」の実現をめざし、国内自給率向上、国内農業を守り、安全で安定した食料の確

保に向けた国民世論を高めます。

- ④ 気候変動への対応や飢餓を発生させないためにも、食糧自給率を大幅に向上させるため、食健連の国会請願署名を積極的にとりくみ、採択をめざします。

（４）デジタル改革に個人情報保護の確保を

デジタル庁の設置、ICT化の推進は、個人情報の利活用が本人同意なく容易にすすめるなど、個人情報保護、個人の思想信条の自由を侵害しかねない重大な問題を内在しています。教育分野では、デジタル庁・総務省・文科省・経産省が合同で「教育データ利活用ロードマップ」を示すなど、膨大な個人情報が民間大企業の商業目的に利活用するなどが、あからさまな計画が示されています。EU並みの厳密な個人情報保護規定の創設やデータの目的外使用の禁止、本人の承諾なしの個人情報のプロファイリング禁止など、プライバシー保護を厳格に守らせるルール確立などを求めていきます。

（５）大規模災害から命を守り、住民本位の復興支援をめざす

- ① 住宅再建への支援を 300 万円から 500 万円に引き上げるとともに半壊や一部損壊にも支援の対象を拡大するよう求めます。
- ② 避難所の改善、被災者の心のケア、医療費や社会保険料などの減免、中小企業や農林漁業者の事業再建への直接支援の強化をはじめ、被災者支援を抜本的に強化することを求めます。
- ③ 大規模災害の発生を抑止するため、気候変動を抑える温室効果ガスの削減などの取り組みに結集します。

2 安定した雇用と均等待遇・労働時間の短縮等の課題

1. 労働者犠牲のリストラを許さず、雇用と職場を守る

（１）経営状況に注意し雇用を守る

コロナ禍の影響による経営悪化を背景としたリストラが広がっています。とりわけ飲食関連産業、宿泊業、建設業、アパレル業等では倒産・廃業が増えています。製造業はもち直しの動きがあるなか、サプライチェーンへの影響及び半導体不足によって、部品の品薄化と価格高騰がおき、生産調整を余儀なくするなどの問題が起きています。コロナ関連の金融支援は低利子ながらも、業績不振が長期化して過剰債務問題を抱える事業も少なくないことから、各職場では経営状況についての情報入手と経営分析に注力します。休業等による雇用維持対策が必要な業種があれば、その実情を把握し、政府に対して雇用調整助成金の特例措置の延長を求めます。個別事業所で雇用調整や事業所整理などに至る動きがある場合は、産別組織、地方・地域組織と連携し、支援対策を組むなどして雇用を守るたたかいに取り組みます。

（２）失業者の実態をつかみ政策提言を行う

感染状況と雇用情勢をふまえつつ、地域の取り組みとして 3 月に「ハローワーク前アンケート」に取り組みます。集約は 4 月とし 5 月には実態の報告と制度改善要求をまとめて、当事者の状況や要求を厚生労働省に示し、制度改善などの対応を求めます。

2. 均等待遇・ジェンダー平等を促進する

（１）職場における格差の可視化と解消

労働者の要求を反映し、政府も「同一労働同一賃金」の言葉を掲げる時代となったにもかかわらず、コロナ禍のもとで「非正規切り」や「シフトカット」が横行し、特別休暇や休業手当、テレワーク等での待遇差別が広がりました。ジェンダー平等と均等待遇実現への流れの逆行を許さず、格差是正に重点をおいた要求運動に取り組みます。

各職場では、性別・雇用形態別の待遇の一覧表を作成して「格差の可視化」をはかり、不合理な格差の是正を要求します。要求書は、パート有期法をふまえ、改善すべき賃金、賞与、手当や福利厚生、退職金などの待遇のそれぞれについて要求するものとし、各制度の趣旨と運用基準、支給・利用実態を使用者側に説明させ、不合理な格差の解消を要求します。パート有期法の適用から外れる無期転換フルタイム労働者の待遇改善についても同時に掲げ、いずれもストライキを背景とした団体行動で要求の実現をはかります。使用者側の対応（回答内容）は、要求を拒否する理由も含め、産別をとおして国民春闘共闘・全労連に集約し、労働行政の対応や立法闘争に活かします。

（２）無期転換ルールの改正

労働契約法第 18 条の無期転換ルールについては、厚生労働省は見直しの議論を進めています。有期労働契約の入り口規制（無期契約原則の確立）、無期転換労働者の待遇改善（正社員との均等・均衡待遇）、無期転換に至る通算契約期間 5 年の短縮、不更新条項への規制などの実現を求め、法改正を求める意見書提出や請願署名の運動に取り組みます。

3. 裁量労働制の拡大を阻止し、1 日単位の労働時間規制を強化する

（１）労働時間法制の規制緩和に反対する

厚生労働省内で進められている、裁量労働制の対象業務の拡大と要件の緩和等に反対するため、「非正規差別と長時間労働の解消を求める請願署名」、厚生労働省への意見書の提出と要求行動、立法段階に至った場合の国会行動を展開します。

（２）裁量労働制の適用（可能）業務の実態調査

政府・使用者団体は、「裁量労働制は労使双方にメリットあり」論を主張しています。これに対して実態で反論し、1 日・1 週単位での労働時間規制の大切さを示すため、加盟組織において、①裁量労働制が適用されている労働者、②裁量労働制の適用対象となる労働者（専門業務型、企画業務

型に相当する業務に従事する労働者）を把握し、労働時間管理の在り方、働き方の実態についての調査をおこないます（労働時間制度等調査）。実態をとおして、原則的な労働時間規制のもとでも、労働者は主体性を発揮して働くことができることを示し、「裁量」の名により、労働時間管理と時間外労働規制に関する使用者責任をはずそうとする政府・経済団体の狙いを暴きます。

（3）時間外労働を減らし生活時間を守る

36 協定の活用で、各事業場における時間外・休日労働の削減と勤務間インターバルの普及をすすめます。36 協定の有効期間を短縮し、年に複数回の協定締結交渉をもち、時間外・休日労働の削減、特別条項の廃止、インターバル協定の締結を実現します。

「生活時間を守る」視点からの「労働時間短縮運動（1 日 8 時間労働から 7 時間労働へ）」の推進のため、全労連が行う事業所単位の「労働時間制度等調査」に協力します。

自動車運転業務の「改善基準告示」の改善について、労働者要求に基づいた、インターバル 11 時間や、拘束時間の上限規制を実現するよう、支援します。公立学校教員への 1 年単位の変形労働時間制の導入問題について、地方・地域の状況を把握し、自治体・教育委員会に対して阻止をはたらかかけます。

4. 非正規差別と長時間労働を解消する請願署名に取り組む

政府・経済界は、「多様で柔軟な働き方」というフレーズで、労働時間制度の弾力化・規制緩和や格差を温存させながらの非正規雇用の活用推進を進めようとしています。こうした労働政策に対抗し、労働者の要求をまとめた「非正規差別と長時間労働を解消する請願署名」を打ち出し、立法措置を求めます。その内容は、政府・経済界がもくろむ「裁量労働制の対象業務の拡大と手続き要件の緩和」に反対し、長時間労働や変則的な働き方への規制強化、「正社員」の働き方を改善して正規雇用を選択しやすくするとともに、非正規雇用の待遇の改善と有期労働契約の「入口規制」、無期転換ルールの改正等を求めるものです。非正規の待遇改善に関しては、特に賃金・一時金・退職金に関する非正規と正規の均等・均衡待遇の実現と、無期転換に至る通算契約期間の短縮、シフト制労働契約への規制を求めます。請願署名の到達目標は 100 万人とし、4 月以降の国会行動で活用します。

3 いのちを守る社会保障の課題

新型コロナウイルス感染症のパンデミックを長引かせ、医療・介護・公衆衛生の崩壊を引き起こした根本原因は、国民のいのちを蔑ろにする政策にあります。いのちを最優先せず、オリ・パラやGOTOキャンペーンなどに固執し強行しました。同時に、国の公的責任を後景においやり医療・介護・公衆衛生の体制を縮小させてきました。

21 夏の「いのちまもる緊急行動」では、いのちを軽んじる、国・自治体の政策を変えさせるために、総選挙を視野に入れ、職場・地域から声を上げ、賛同を広げ、国、自治体に「いのちまもる政策」への転換を迫るために、(①保健所を拡充し、医師・看護師・介護職・保健師等を増員すること、②公立・公的病院の再編統合「再検証リスト」を撤回し、感染症病床と、その大半を担う公立・公的病院を拡充させること) を掲げ運動をすすめてきました。

運動の到達点と教訓をいかし、2022 年 7 月の参議院選挙を視野に入れ、政府の政策転換を引き続きいのちと地域を守るためにすすめます。

1. 新「いのち署名」を軸に、いのちと地域を守る運動を展開します

- (1) 新「いのち署名」の通常国会での請願採択に向けて全力をあげます。中央社保協、医団連とともに、地域住民に署名を広げます。中央社保協の提起する「25 日宣伝」に呼応し、25 日を含む週をゾーンとして全国一斉宣伝行動に中央・地方組織が結集して宣伝を強めます。
- (2) 署名提出・国会議員要請行動を 1 月 28 日（金）に設定するとともに、3 月 2 日（水）の国民春闘共闘・全労連の国会行動、5 月末（未定）に社保協などとともに行います。あわせて、すべての国会議員に対し、賛同・紹介議員を求めるとともに、懇談の場の設定、厚労省交渉について設定していきます。
- (3) 地方・地域社保協等と共同し、新しいのち署名の請願項目をもとに、いのちを守る施策の拡充を求めてすべての地方議会に陳情請願を行い国への意見書を積み上げる運動を行います。また、各地方・地域組織においては、地元国会議員に請願署名の紹介議員要請を行います。
- (4) 岸田首相が公言した医療・介護・保育労働者の賃金改善が抜本的なものになるよう、「ケア労働者の大幅賃上げアクション」に取り組み、組織強化の取り組みと合わせて、病院・介護施設・保健所等の利用者、労働者に呼び掛ける宣伝を各地・各職場でとりくみます。

2. 介護署名 10 万筆の達成

- (1) 組織内にとどまらず、介護施設（入所施設等）で働く労働者などを対象にした「事業所訪問」や「施設前宣伝」を行い、介護事業者への署名協力の依頼などを強めます。署名は 10 万筆達成をめざします。全労連・中央社保協・民医連はもとより、介護に関わる「家族の会」等との共同を広げながら国会行動・厚労省交渉を設定し、要求実現を国に迫ります。
- (2) 併せて、介護労働の人手不足を解消するため、政府は AI 機器の導入を打ち出していますが、AI 機器は人が行う仕事を補助するツールにすぎず、人手不足の解消にはならないことを政府に突きつけ、人員不足の根本的な要因である賃金・労働条件の改善を求めていきます。
- (3) 2022 年 5 月の「介護をよくするアクション月間」を社保協に結集する団体とともに展開します。

3. 若者も高齢者も安心できる年金と雇用政策をめざします

21 秋闘で進めてきた年金署名については、2022 年年明けより「若者も高齢者も安心できる年金と雇用政策を」請願署名に取り組みます。同時に、3600 万人とされる高齢者の労働組合への組織化を視野に運動を展開します。

4. 公的保育の拡充・保育士の処遇改善をめざします

福祉保育労が取り組む国会請願署名「いのちを守り社会を支える福祉職員を増やして、賃金を引き上げてください」に協力し、コロナ禍のもとで、社会生活を支える重要な役割を發揮しつづけている福祉労働者の賃金・労働条件の改善をめざします。

4 憲法が生き、人権が守られる公正な社会へ、政治の転換を

総選挙の結果、自民党と公明党、維新の会などを合わせた改憲勢力の議席は3分の2を超えています。維新の会の松井代表は「来年の参院選までに改憲案を固め、参院選と同時に国民投票を実施すべきだ」と公言し、自民党や国民民主党と憲法審査会の定例開催と議論促進を確認しました。改憲発議を許さない早急なたたかひの強化が求められます。市民と野党が共闘して総選挙をたたかった教訓と成果を踏まえ、自民党改憲4項目をはじめとする改憲策動を阻止することや、辺野古新基地建設阻止など「共通政策」の実現にむけ、国会内外での野党との共闘強化と国民的な共同を広げることが重要になっています。

1. あらゆる改憲策動を許さない

- (1) コロナ危機に便乗した「緊急事態条項」の創設をはじめ、自民党改憲4項目をはじめとする憲法審査会での憲法改正原案の論議、改憲発議を阻止するため、総がかり行動実行委員会などに結集して取り組みを強めます。
- (2) 「憲法改悪を許さない全国署名」（呼びかけ団体：9 条改憲NO！全国市民アクション）を1月から5月末までの予定で国民春闘共闘・全労連として100万筆を目標に取り組むこととします。進めてきた、総がかり行動実行委員会が提起する憲法署名は2021年12月末で終了します。
- (3) 3月～4月を憲法闘争強化月間に位置づけ、憲法総学習と職場内外での署名の取り組みを強化します。

2. 参議院選挙で要求実現が可能となる政治の転換をめざす

- (1) 総選挙の取り組みを踏まえ、2022年参議院選挙で労働組合の要求が可能となる政治への転換

をめざします。

3. 辺野古新基地建設阻止、軍事基地強化、土地利用規制法廃止を求める

- (1) 新基地建設が強行されている名護市の市長選挙で、オール沖縄候補の勝利を勝ち取るために全国からの支援を強める。また、沖縄統一連などのたたかいを支援する全国からの取り組みを検討します。
- (2) 馬毛島や沖縄をはじめとする米軍基地と自衛隊基地の新增設やミサイル配備反対、オスプレイなどの低空飛行をはじめとする軍事訓練反対をはじめ、アメリカ言いなりに対中国軍事戦略のもとでの軍事基地強化を阻止するため、安保破棄実行委員会などの取り組みに結集します。
- (3) 重要土地利用規制法は、来年 5 月までに区域設定の基本方針案を検討し、6 月 1 日から同法を一部施行し、「土地等利用状況審議会」で規制についての審議を行い、9 月 1 日から全面施行し、調査対象区域を一般に公示するとされています。「重要施設」や「国境離島等」の機能阻害行為が不明確で無限定であり、プライバシーを侵害する欠陥法の施行を許さず廃止にするため、自由法曹団や憲法共同センターなどでつくる国民監視・土地利用規制法廃止を求める共同行動に結集して取り組みを進めます。職場での学習を進めるとともに、街頭宣伝行動などの取り組みを進めます。

4. 原発ゼロ、気候危機防止と再エネ 100%実現をめざすたたかい

(1) 福島原発ゼロから 10 年、原発ゼロをめざす

原発の再稼働に反対し、立地県での取り組みを強めます。福島原発汚染水の海洋放出の政府方針の撤回を求めて署名に取り組みます。

総選挙後の情勢を踏まえ、原発ゼロを求めて、原発ゼロ基本法の制定を求める請願署名の通常国会提出と 3 月の「原発ゼロ週間」で声をあげます。

(2) 気候危機防止と再エネ 100%実現をめざす

パリ協定を踏まえて、自治体に「気候緊急事態宣言」や 2050 年までに再エネ 100%をめざす計画づくりを求める取り組みを広げます。地域外の資本に頼らず、環境破壊を防止し、地場産業振興、雇用の創出など地域経済が活性化する施策を求めます。

事業所に Co2 排出ゼロ・再エネ利用 100%にむけた事業計画づくりを求めます。

(3) 核兵器禁止条約を力に、核兵器廃絶、核なき世界の実現をめざす

1 月 22 日に発効した核兵器禁止条約を力に、核兵器廃絶の世論を広げる取り組みを進めます。2022 年 3 月に開催予定の核兵器禁止条約締結国会議に日本政府のオブザーバー参加と批准を求める署名運動を軸にすすめます。アメリカの核抑止力、軍拡路線を加速させる岸田政権を包囲し、禁止条約への参加を求める国民世論を構築する取り組みを強化します。

5. ジェンダー平等社会の実現の具体化

コロナ禍においてジェンダー差別が女性のいのちの危機を生じさせていることが明らかになりました。コロナ対策、最低賃金含む賃金の引上げ、均等待遇、雇用の安定、労働時間短縮、ハラスメント防止対策などジェンダー平等推進を春闘課題すべてに位置づけて具体化を図ります。

- (1) ジェンダー平等の実現にむけて、現行法・制度、経済活動に「差別が存在していること」の可視化や学習運動を進め、組織内の女性比率や組合活動への参加の向上を図り、組織の強化・拡大を進めます。
- (2) 重要な機関会議など組織の意思決定を行う会議などにおけるジェンダー平等をめざします。全労連では、定期大会や評議員会は女性参加者が少なくとも 1/3 以上となるように具体的な対策が求められています。職場や産別・地域における機関の役員における女性比率の向上をめざします。
- (3) 女性差別の解消にむけて、雇用の質、賃金・労働条件の向上などの政策づくりと選択的夫婦別姓制度の実現など社会的条件整備を求める取り組みを進めます。

5 要求実現へ組織強化・拡大のとりくみ強化を

1. 「要求実現と運動前進と組織前進の好循環」を必ずやりきる体制づくり

要求実現と組織拡大強化をしっかりと結合し、たたかいのなかで組織拡大がすすむ取り組みの確立をめざします。

(1) 「プラス10、マイナス1」キャンペーン

春闘期に「組合員を10万人増やす」「組合員減を例年に比べ1万人減らす」「プラス10、マイナス1」キャンペーンを展開します。

(2) 対話の推進を「組合員から図る」

対話なくして拡大はありません。対話の数以上に拡大が進むこともありません。組合員の悩みや不満・要求、労働組合への思いを聞く「組合員との対話」を大切にします。新規採用者に組合があるからこそ職場が守られていること、一緒に職場と仕事を作っていくことを呼びかける「新規採用者との対話」を進めます。いのちまもる地域運動や最低賃金運動など要求を基にした「地域の未組織労働との対話」をつくります。「4つの要求の柱と4つのアプローチ」の具体化のなかで対話を積み重ねていきます。

(3) 「教える対話」でなく「聞く対話」

組合の意義・目的などを一方的に伝える「教える対話」ではなく、仕事の悩み、生活の不安な

ど、新規採用者や未加入労働者の「話を聞く対話」をつくります。対話のなかで生活や仕事に対する要求につなげ「正規・非正規の格差解消」「コロナ禍での雇用と収入の確保」「長時間労働の是正」など、「あなたが仲間になることで要求実現に近づく」ことを伝えていきます。

対話の教訓を交流できるように取り組みます。

（４）国民春闘共闘の拡大を単産と地域の連携で

国民春闘共闘への未加盟労働組合へのお誘い活動を具体化します。単産と地方組織の連携でターゲットを明確にするなど戦略をもって推進を図ります。地域の未加入労働組合への訪問・懇談をすすめます。労働相談からの組織化をすすめます。

（５）春の組織拡大月間 3 月～5 月

①3 月～5 月を春の組織拡大集中月間とします。「1 人が 10 人と対話」「1 人に 10 回対話」「対象労働者と年齢や仕事に近い人が当たる」など組合員参加型の対話目標・対話計画をつくります。春闘期での 10 万人の拡大を実現します。

②新規採用者（正規・非正規）の 100%組織化を実現するために計画を立てます。1 回の説明会だけでなく何度も対話を重ねられるように計画します。あわせて 1～3 月期の減少を抑える取り組みを強化します。減少数を明らかにし、減少数以上の拡大に意識的に取り組みます。

2. エssenシャルワーカーの組織化「総がかりキャンペーン」

（１）1 月～2 月の「地域総行動月間」のなかで、単産と地方・地域組織が力をあせて「エssenシャルワーカーの組織化総がかりキャンペーン」を展開します。1 月～6 月には、「ケア労働者の大幅賃上げアクション」を組織拡大で要求実現に結びつけるアクションに挑戦します。宣伝グッズや事業所アプローチ計画（地域の同産業・同業種への声かけ・事業所前宣伝、中立労組との懇談、事業所訪問など）を地方単産で持ちます。すべての単産が地方・地域の調整会議に持ち込み地域全体の総がかりで具体化します。

地域では「1 地域労連 1 組合結成」をめざします。未組織労働組合への訪問の際は、単産中央本部との連携を検討します。

（３）要求実現と組織拡大の好循環をつくります。当事者の運動で要求を前進させることとあわせ、組合の役割・魅力を実感できるようにします。「要求書提出までに進める拡大」「回答指定日に向けた拡大」「団体交渉に向けた拡大」と課題と運動を整理し拡大に向けた対策を具体化します。

（４）エssenシャルワーカーの待遇改善を求めた私たちの運動の結果、岸田首相は、医療・看護・介護・保育などのエssenシャルワーカーへの公的支援の具体化に入りました。政府の言う 5 千～1 万円の賃上げでは極めて不十分です。「エssenシャルワーカーの大幅賃上げ・底上げキャンペーン」「ケア労働者の大幅賃上げアクション」を通じて、「労働組合に入って交渉しよう」と大きく宣伝します。事業所訪問やディーセントワーク宣伝の実施など具体化します。

IV 具体的な行動展開

1 統一行動の設定等について

（1）国会行動と統一行動の設定

3月2日に「大幅賃上げ・底上げ、雇用を守れ、全国一律最賃、いのちまもる中央総決起集会」（日比谷野音）をテーマとする国会行動を全国から2000人の参加を目標に取り組みます。国会の最終盤に向けて5月11日に「全国一律最賃・公務賃金引き上げ、新しいのち署名で中央総決起集会」（日比谷野音）をテーマとする国会行動を全国から2000人規模での参加で成功をめざします。7月には「厚労省・人事院包囲行動」として、公務賃金引き上げめざす統一行動を計画します。

（2）回答集中日と全国統一行動日の設定とストライキについて

回答集中日を3月9日とし、すべての職場・単組で団体交渉をおこない回答引き出しをめざします。翌日10日にストライキを含む全国統一行動日を展開します。11日に予定される「重税反対行動」を含む3日間で全国30万人が決起する22国民春闘で最大の山場の行動に取り組みます。

（3）財界・大企業へ向けた闘争の具体化

財界・大企業に対する取り組みの強化がこれまでも増して重要になっています。史上最高額を更新し続ける大企業の内部留保を適切に活用させる必要があります。大企業に働く労働者や関連企業・下請け企業に働く労働者の立ち上がりを促す要求運動の構築も重要となっています。春闘闘争宣言行動を1月13日に経団連前行動を中心に取り組みます。同時に、2月に愛知でおこなわれる「トヨタ総行動」に結集し、「大企業のもうけを労働者・社会に還元せよ！」の声を上げます。

（4）1～2月に「地域総行動月間」

「賃金の大幅引き上げ・底上げ」、「最低賃金全国一律1500円の実現」、「いのちまもる医療・公衆衛生体制の拡充」を中心課題とする「地域総行動月間」を1月～2月に展開します。

1) 未組織労働者・未加盟労働組合に「国民春闘共闘・全労連を知らせる」

①コロナ禍、同産業・同職種の労働者に声かけを

コロナ禍の長期化で、同産業・同職種の労働者に同様の痛みが広がっています。いまこうした労働者に声をかける時です。大幅賃上げ・底上げ要求の実現を「労働組合に入って、労働組合をつくって、ともに声を上げよう」との呼びかけを具体化しましょう。「産別版“変えるリーフ”」を産別ですすめ地方・地域組織に持ち込み、労働者に配布する計画を具体化します。

②ケア労働者の大幅賃上げアクション

ケア労働者の大幅賃上げ・底上げと組織拡大を結合させたアクションを総がかりで展開します。看護師、介護職員、保健師、保育士などのケア労働者の大幅賃上げ・底上げ要求の実現は、22 国民春闘の中心課題です。関係単産と協力し、医療機関、介護事業所、保育園などに働く未組織労働者への声かけ運動を具体化します。地方・地域単産と地域組織で「ケア労働者の要求実現と組織拡大」をすすめるチームをつくるなど、1 月～6 月を取り組み期間として具体化をめざします。

③未加盟労働組合への訪問・懇談

賃金上げろ・雇用守れ、全国一律最低賃金、いのちまもる医療・公衆衛生体制の拡充をめざす、単産と地域が総出で上部団体を持たない未加盟労働組合への訪問・懇談をおこないます。国民春闘共闘・全労連でともにたたかう呼びかけや日常活動の悩みなどの相談から仲間づくりへとつなげる取り組みを具体化します。

2) いのちとくらしまもる「全国一斉・ローカルビックアクション」（賃上げ・最賃・いのち）

22 国民春闘の中心課題である大幅賃上げ・底上げ、最低賃金全国一律 1500 円実現、いのちまもる医療・公衆衛生の拡充の 3 課題をテーマに 2 月 6 日を全国いっせい集中日として設定し、「いのちとくらしまもる 2.6 ローカルビックアクション」（全国一斉・2 月 6 日）に取り組みます。地域ごとに 2 月に決起の場を設けることとします。地方・地域組織を中心に単産地方組織と力を合わせ地域集会やデモ、宣伝行動などおこない、社会的にアピールすることをめざし具体化します。現場組合員の参加を丁寧に応じ、当事者が一同に決起する行動をめざします。1 月～2 月の地域総行動の結節点として、3 月の回答集中日に向けた決起の場とします。（昨年の 2.7 ローカルビックアクションは 33 地方・地域で実施）

（5）最賃デーと定例宣伝行動について

最賃デーを 2 月第一次、4 月第二次、5 月第三次、6 月第四次、7 月第五次として運動を積み上げます。毎月 15 日をディーセントワークデーとして街頭での宣伝行動を全国で展開します。単産・単組からの組合員の参加を重視します。改憲阻止、核廃絶を求める 9 の日行動、19 行動を展開します。

2 主な日程

- 11 月～12 月 変えるリーフⅡの配布
- 1～2 月 地域総行動月間（ケア労働者の大幅賃上げアクション、未加盟労組訪問など）
地方単産と地域が一体で産別版「変えるリーフ」などで声を上げようの呼びかけ
- 1 月 06 日 新春宣伝
- 1 月 06 日 旗開き
- 1 月 12 日 単産地方代表者会議（国民春闘共闘委員会）
- 1 月 13 日 春闘闘争宣言行動（経団連前）
- 1 月 20 日 記者会見 春闘要求・春闘アンケート結果
- 1 月 24 日 全労連第 62 回評議員会（～25 日）
- 1 月 26 日 東京春闘共闘との共催の決起集会（中野ゼロホール）
- 2 月 06 日 「いのちとくらしまもる 2.6 ローカルビックアクション」（全国一斉、賃上げ・最賃・いのち）第一次最賃デー
- 2 月 25 日 労働相談ホットライン「エッセンシャルワーカーの賃上げ・底上げ、人員増」
- 2 月 27 日 金属労働者のつどい（東日本・日比谷野音）
- 3 月 02 日 国会行動／全国参加（大幅賃上げ・底上げ、全国一律最賃、いのちまもる中央大集会）・デモ日比谷野音 2000 人規模
- 3 月 06 日 金属労働者のつどい（西日本）
- 3 月 09 日 集中回答日
- 3 月 10 日 全国統一行動日（ストライキ含む）
- 3 月 記者会見 回答の集計
- 3 月 11 日 重税反対行動
- 4 月 01 日～10 日 回答促進強化旬間
- 4 月 15 日 第二次最賃デー
- 5 月 01 日 第 93 回メーデー
- 5 月 03 日 憲法集会
- 5 月 11 日 国会行動／全国参加（全国一律最賃・公務賃金引き上げ、いのち署名で中央大集会）・デモ・日比谷野音 2000 人 第三次最賃デー
- 6 月 24 日 第四次最賃デー
- 7 月 15 日 第五次最賃デー
- 7 月 厚労省・人事院包囲行動／全国参加（公務賃金、最低賃金）・デモ 1000 人
- 7 月 参議院議員選挙

V 2022 年国民春闘における賃金要求等について（案）

1 2022 年国民春闘における賃金要求の基本的な考え方

(1) 長期に続く日本の異常な低賃金・不安定雇用の改善に向けて、賃金の大幅引き上げ、底上げを図り、誰もが 8 時間働けば人間らしく暮らせる社会をつくることを要求する。貧困と格差の是正、賃金・雇用のジェンダー差別の解消、非正規雇用労働者など雇用差別をなくし、内需の拡大を図り、地域循環型経済への足掛かりをつくる。また、コロナ禍のなか低迷する日本経済を改善する唯一の方向性であること前面に掲げてたたかう。

(2) 22 国民春闘の「統一要求基準」については、次の視点から設定する。

- ①すべての働く人々の暮らしを改善するベースアップを基本とする大幅賃上げを実現する。同時に、不当に低く抑えられる非正規労働者や女性労働者の賃金改善を重視し、賃金格差の是正を図る。
- ②具体的な要求額は、22 国民春闘アンケートの集約結果を基礎とする。
- ③生計費原則にもとづく賃金のあり方について、最低生計費試算調査結果を参考に学習と議論を深める。
- ④全国一律最低賃金制度の確立を視野に最低賃金引き上げ闘争と一体として賃金の底上げ・格差是正の課題を重視し、初任給の引き上げを全体の賃金体系の引き上げに波及させる。
- ⑤企業内最賃協定の改善・締結、均等待遇原則にもとづく格差是正で眼に見える前進をつくりだす。

(3) 22 国民春闘における統一要求基準

以下の 3 点を 2022 年国民春闘の賃金要求基準として設定し、すべての加盟組合が水準の獲得をめざす。

①賃上げ要求

月額 25000 円以上、時間額 150 円以上

②産業内・企業内最低賃金要求

時間額 1,500 円以上を目指すこととし、具体的な水準は時間額・日額・月額の各区分の設定も含めて各単産・単組で決定することとする。

③全国一律最低賃金要求

時給 1,500 円

（4）全国一律最低賃金について

22 国民春闘では全国一律最低賃金制度の確立を実現する。

賃金の生計費原則と最低生計費試算調査の結果を踏まえて、1,500 円とする。

全国一律最賃制・時間給 1,500 円、公契約条例制定、公務員賃金改善による「社会的な賃金闘争」を総合的に強化する。人間らしくくらせる最低賃金を求めるたたかいを地域経済の活性化に資することを明らかにし、中小企業対策の具体化と併せてすすめる。

2、均等待遇の実現をめざす

性別、雇用、年齢、地域、企業規模などによって差別的な扱いがされる日本の賃金実態を改善し、均等待遇を求める。非正規雇用労働者間の不合理な待遇差を禁止する「改正パート有期法」が 2021 年 4 月に中小企業にも適用が開始された。職場での点検活動を秋から強め、春闘要求にして格差の是正をはかることをめざす。

3、2022 年国民春闘における労働時間規制要求

22 国民春闘は、法定労働時間の短縮も含めた労働時間短縮を求めるたたかいを強化する。そこで、労働時間規制等についても重視し、要求を掲げて設定する。これまでの署名などの要求から以下の時間規制要求とする。

- 法定労働時間を 1 日 7 時間、週 35 時間をめざす。
- 時間外労働＝時間外労働の上限は、週 15 時間、月 45 時間、年 360 時間までとすること。
- インターバル規制＝勤務時間インターバルは 24 時間について連続する 11 時間以上とすること。
- 深夜勤務や変則勤務、対人労働の場合は、労働時間を短縮すること。

以上